

栃木県公報

令和 6 (2024)年 3月22日(金) 第490号

	目	次
	告	示
○予定保安林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○県営土地改良事業計画の決定	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○道路の区域の変更	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○土地区画整理組合の事業計画及び定款変	更の認可…	
○事業の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	公	告
○都市計画変更図書の写しの縦覧		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
○土地区画整理事業の換地処分の届出		
		等公告
○入札公告 ······		
○落札者等の公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
\cap		

告示

栃木県告示第173号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所 那須塩原市中塩原字御殿10-1、10-4
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字御殿10-4
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。) (森林整備課)

栃木県告示第174号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審查請求期限	所轄農業振興事務所
県営里西・星の宮地区土地改良 (区画整理)事業	令和6 (2024) 年3月 25日から同年4月19日 まで		芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第175号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6 (2024) 年3月22日から同年4月22日まで 一般の縦覧に供する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

T

道路の種類一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
	前	那須塩原市関谷字上の 那須塩原市関谷字上の		18.7 ~ 41.6	40.0		
後 那須塩原市関谷字上の内道東448-4から 那須塩原市関谷字上の内道東448-4まで		18.7 ~ 41.6	40.0				

 Π

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 西那須野薄葉線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
前		那須塩原市あたご町 1-209から 那須塩原市あたご町 1-208まで	$7.1 \sim 7.5$	27.1	
306	後	那須塩原市あたご町 1-209から	7.1~25.4	27.1	

那須塩原市あたご町 1-208まで

栃木県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6 (2024) 年3月22日から同年4月22日まで 一般の縦覧に供する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
62	1	真岡市中郷223-1から 真岡市荒町二丁目13-1まで	令和 6 (2024)年 3月22日

(道路保全課)

栃木県告示第177号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、真岡市中郷・萩田土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 組合の名称 真岡市中郷・萩田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成23 (2011) 年4月1日から令和8 (2026) 年3月31日まで
- 3 施行地区 真岡市中郷字中根、字中根西、字中根北、字大道西及び字前田の各一部、真岡市熊倉町字タケ 内の一部
- 4 事務所の所在地 栃木県真岡市荒町5191番地
- 5 設立認可の年月日 平成23 (2011) 年3月23日
- 6 変更の内容 設計の概要の変更、資金計画書の変更、定款の変更
- 7 変更認可の年月日 令和6 (2024) 年3月13日

(都市計画課)

栃木県告示第178号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

栃木市

2 事業の種類

(仮称) 栃木東地域学校給食センター整備事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

栃木県栃木市神田町字石島地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称) 栃木東地域学校給食センター整備事業(以下、「本件事業」という。)は、栃木市が老朽化の著

しい栃木第三小学校給食共同調理場、大宮北小学校給食共同調理場及び国府北小学校給食共同調理場(以下、「現3調理場」という。)を統合し、新センターを整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

栃木市は、「栃木市学校給食調理場整備基本計画」を策定するとともに、本件事業に係る予算措置を講 じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

栃木市においては、市立小学校及び市立中学校42校に給食が提供され、そのうち栃木地域では、市立 小学校及び市立中学校20校に給食が提供されている。

現3調理場は、開設後31年から46年が経過していることから、老朽化が進行し、維持補修や修繕にかかる費用が年々増加しているほか、ボイラー、洗浄機等の大型設備が使用不可となった場合、給食の提供ができなくなるおそれがある。

また、整備当初は単独校方式であった現3調理場に子学校の食数を追加して親子方式としているため、施設が狭隘となり、作業効率が悪い。なお、現3調理場は学校敷地内に位置し、現敷地は狭隘なため、建替えに際しての運用細目に規定する面積の確保が難しく、周辺には一般住宅が立ち並んでいることから、敷地の拡大も困難な状態となっている。そのほか、現在地で改築整備を行った場合、給食を提供できない期間が生じることから、新たな用地への建設が必要となる。

上記のとおり、現3調理場は、施設が狭隘であることから、汚染区域と非汚染区域を区分できてないだけでなく、食物アレルギー専用室を設置できていない。また、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)で定めるドライシステムを導入できておらず、ウェットシステムをドライ運用しているため、多湿による衛生管理上の問題が生じている。さらに、空調設備もないため、調理場内の気温が40℃以上まで上昇し、安全な調理業務に支障が生じている。

本件事業の完成により、老朽化の著しい現3調理場の維持補修に係る費用の削減や、調理業務の集約による委託費用の軽減に資すると認められる。さらに、食中毒、交差汚染及びアレルギー事故等の危険が軽減され、安全・安心な給食の提供が可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、栃木市が希少動植物の有無の確認のため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、起業地内の土地については、栃木市が埋蔵文化財包蔵地に該当していないことを確認している。なお、工事中、遺構や遺物と思われるものを発見した場合は、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、8箇所の候補地を比較検討し、食材納入車両や給食配送車両の出入りに支障が生じないこと、調理終了後2時間以内に喫食することが可能であること、電気・上下水道が整備されていること、用地交渉にかかる期間や財政負担が最小限となること等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及び経済的観点から申請地が最も合理的であると認められる。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現3調理場は老朽化、狭隘化、学校給食衛生管理基準への不適合といった様々な課題を抱えており、安全、安心な給食提供が困難になるおそれがあることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

栃木市役所 教育委員会事務局 保健給食課

(用地課)

公 告

○都市計画変更図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和6(2024)年3月7日に変更した、宇都宮都市計画汚物処理場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

高根沢町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和6(2024)年3月12日に変更した、宇都宮都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

高根沢町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和6(2024)年3月12日に変更した、宇都宮都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、宇都宮都市計画事業宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

令和6 (2024) 年3月12日

2 換地処分の内容

令和6 (2024) 年1月12日付け栃木県指令都計第250号で認可した換地計画のとおり。

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 新防災教育施設展示設計業務委託
 - (2) 委託業務内容 仕様書のとおり
 - (3) 履行期間 契約締結の日から令和8 (2026) 年1月30日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、「企画、公告、イベント」又は「その他のサービス」の入札参加資格を有する者と決定された者であること。
 - (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22 (2010) 年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 平成26 (2014) 年4月1日から令和6 (2024) 年3月31日までの間に、国又は地方公共団体が設置する 「防災教育施設、消防署等の防災展示施設等、防災に関する常設の展示施設」又は「博物館や科学館等 (博物館法(昭和26年法律第285号) 第11条及び第31条に規定する博物館及び博物館に相当する施設。美 術館、動植物園及び水族館を除く。) 常設の展示施設」の新設又は改修における展示設計業務の元請とし ての契約履行実績を2件以上有していること(既に契約期間が満了したものに限る。共同企業体による実 績の場合は、代表企業としての実績に限る。) ただし、ここでいう展示設計業務とは設計対象展示面積が 1,000㎡以上であり、かつ契約金額4,000万円税込以上の展示造作、メカニカル装置、模型造形、映像・ 音響機器、映像・音響ソフト、電気設備等一式の展示制作に係る総合的な設計業務とする。
 - (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録を行っている建築士事務所であり、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が2名以上在籍している建築士事務所であること。
 - (6) 国又は地方公共団体が設置する常設の展示施設における展示設計業務の従事経験を有し、建築士法に基づく一級建築士を担当技術者として配置できること。当該担当技術者は、入札参加申込時の3ヶ月以上前から、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、建築士事務所の管理建築士ではないこと。
 - (7) 国又は地方公共団体が設置する常設の展示施設における指定管理者制度又はPFI事業等による運営業務の元請としての契約履行実績を有していること(契約期間中のものも可とする。共同企業体による実績の場合は、代表企業としての実績に限る。)。
- 3 入札の手続等
 - (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県危機管理防災局危機管理課災害対策担当 電話028-623-2136
 - (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 令和6 (2024)年3月22日から同月29日まで、栃木県ホームページ上で公開する。なお、来庁による交 付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後 4時まで、(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限及び提出場所 令和6 (2024) 年4月16日午前11時まで 栃木県庁舎本館8階危機管理課(〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号)(郵送(書留郵便)による提出の場合は、(1)の場所へ前日午後5時までに到達するように送付すること。)
 - イ 開札の日時及び場所 令和6 (2024) 年4月16日午前11時 栃木県庁舎本館8階危機管理センター (危機管理対策室)(〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号)
- (4) 入札方法

1の(1)の件名により、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次により持参又は郵送(書留郵便)で書類を提出し、確認を受けなければならない。

- ア 提出期限 令和6 (2024) 年3月29日
- イ 提出場所 (1)の場所
- ウ 提出書類 競争参加資格確認申請書 (別紙様式) 及び競争参加資格確認資料 (別紙様式)
- エ 確認結果 令和6 (2024) 年4月3日までに申請者に通知する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号、第1号の2及び第2号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、同条第3号に該当するときは契約保証金を免除することがある。契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1とする。
- (3) 入札の無効
 - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
- (4) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) その他
 - ア 最低制限価格の有無 有
 - イ 契約書作成の要否 要
 - ウ その他 詳細は入札説明書による。

(危機管理課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県知事 福 田 富 一

[掲載順序]

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約

の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県警察本部庁舎で使用する電力 予定使用電力量 3,270,000kWh ②栃木県警察本部警務部会計 課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和6 (2024) 年2月16日 ⑤丸紅新電力株式会社 東京 都千代田区大手町1-4-2 ⑥71,751,045円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6 (2024) 年1月5日 ⑪最低価格
- 2 ①栃木県警察県南機動センター外26施設で使用する電力 予定使用電力量 8,075,000kWh ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和6 (2024) 年2月16日 ⑤ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2 ⑥179,869,864円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6 (2024) 年1月5日 ⑪最低価格
- 3 ①栃木県警察交番・駐在所等で使用する電力 予定使用電力量 1,295,200kWh ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和6 (2024) 年2月16日 ⑤ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 東京都中央区日本橋2-11-2 ⑥45,247,244円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6 (2024) 年1月5日 ⑪最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県産業技術センター所長 関 本 充 博

[掲載順序]

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県産業技術センター等で使用する電力 予定使用電力量 2,160,500kWh ②栃木県産業技術センター 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-20 ③購入等 ④令和6 (2024) 年2月6日 ⑤東京電力エナジーパートナー 株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥48,220,315円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5 (2023) 年12月26日 ①最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県下水道管理事務所長 寺 内 修 一

[掲載順序]

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- 1 ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号)第12回目 購入見込数量 $187k\ell$ ② 栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和 6 (2024) 年 2 月15日 ⑤カメイ株式会社栃木支店 栃木県宇都宮市泉が丘5-7-14 ⑥80.80円(1ℓ 単価) ⑦一般競争入札 ⑧令和 5 (2023)年 1 月20日 ①最低価格
- 2 ①栃木県下水道資源化工場で使用する電力 予定使用電力量 6,690,400kWh ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和6 (2024) 年2月16日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥133,360,014円 ⑦一般競争入札 ⑧令和5 (2023) 年12月22日 ①最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6 (2024) 年3月22日

栃木県鬼怒水道事務所長 松 本 満

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日 (随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 ⑥落札価格 (随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由 (随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法 (競争入札の場合)

①栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力 予定使用電力量 3,575,000kWh ②栃木県鬼怒水道事務所 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地 ③購入等 ④令和 6 (2024) 年 2 月 1 日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町 1-1-3 ⑥70,259,106円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 5 (2023) 年12月12日 ①最低価格

(会計局会計管理課)